

第5回岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会

議 事 要 旨

1 日 時

令和6年10月31日（木） 午前9時45分～

2 場 所

岡山市北区下石井1丁目4番1号
岡山第2合同庁舎 3階会議室

3 出席者

公 益 委 員 : 3人
労働者側委員 : 3人
使用者側委員 : 3人

4 審議事項

最低賃金額審議について

5 議事要旨

(1) 最低賃金額審議について

岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金額について審議され、労使双方の委員から、以下の意見が述べられた。

【労働者側の意見要旨】

前回提示した55円を再度提示する。

賃金は労働者が職種を選ぶときの判断とされる。海外から人が入ってきており、職種選択を魅力的にし、優秀な人材を確保することが重要である。

使側も価格転嫁、物価高騰で難しいところであるとは思いますが、産業の魅力については、賃金、働き方を含めて真摯に考えていきたい。

【使用者側の意見要旨】

38円を再提示する。

県最賃との一本化の時期を考えるが、その時期を見据えたこれまでの提示額は、3年として30円、4年として35円であったが、今回は5年として38円を提示したい。

公益より再度金額提示の余地はないか尋ねたところ、労使双方が再検討し、以下の意見が述べられた。

【労働者側の意見要旨】

経営の難しさは理解するが、労側の立場も理解してもらいたい。
船舶の特質に追い付きたい思いがあるため、53円を提示額としたい。

【使用者側の意見要旨】

一本化の時期を6年として、40円を提示したい。

(2) 労使協議について

労側より労使協議の意向が示され、これに使側も同意、労使協議が行われた。その後各側から金額提示が行われた。

労働者側 51円の再提示

使用者側 再提示なし

再度、労側より労使協議の意向が示され、これに使側も同意、労使協議が行われた後、労使それぞれ個別協議を実施、金額提示が行われた。

労働者側 49円の再提示

使用者側 45円の再提示

(3) 公益見解

労使双方から公益見解を求める意向が示され、公益委員協議の結果48円を提示、これに労使が賛同した。

(4) 全会一致による決議のため、最低賃金審議会令第6条第5項適用により、岡山労働局長へ答申された。

6 配付資料

- ・岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書(案)
- ・岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について(答申)(案)